

島原本広第54号  
2026年4月30日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社  
常務執行役員  
島根原子力本部長 三村秀行

島根原子力発電所2号機における  
原子炉施設保安規定に定める運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所2号機において、第18回運転サイクル期間中<sup>※1</sup>、最小限界出力比<sup>※2</sup>が制限値を満足しない状態で運転していた期間があり、一時的に、原子炉施設保安規定第25条に定める運転上の制限を満足しない状態であったと判断しましたので、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第9条に基づきご連絡いたします。

なお、同運転サイクル期間中に最小限界出力比が制限値を満足する状態に戻っているため、運転上の制限を満足していない状態から復帰しているものと判断しました。

※1 2025年1月10日～2026年2月9日

※2 運転時の燃料の健全性を確認するために、熱に係る裕度を表す指標。原子炉熱出力が30%以上の時に監視が必要となる。原子炉内で冷却水が沸騰する際、燃料の表面が蒸気で覆われる状態が発生すると冷却効率が低下することから、同指標により、燃料が適正に冷却される状態であることを監視する。燃料集合体ごとに、冷却効率の低下に至る出力と運転中の出力の比率を算出し、最小値を指標として用いる。

以上